

関西電力株式会社高浜発電所の発電用原子炉設置変更許可申請（1号、2号、3号及び4号発電用原子炉施設の変更）の概要について

平成30年11月
原子力規制委員会

(1) 氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名
名 称 関西電力株式会社
住 所 大阪市北区中之島3丁目6番16号
代表者の氏名 取締役社長 岩根茂樹

(2) 変更に係る工場又は事業所の名称及び所在地
名 称 高浜発電所
所 在 地 福井県大飯郡高浜町田ノ浦

(3) 変更の内容

昭和44年12月12日付け44原第6143号をもって設置許可を受け、これまで設置変更許可等を受けた高浜発電所の原子炉設置変更許可申請書の記載事項のうち、次の事項の記述の一部を改めている。

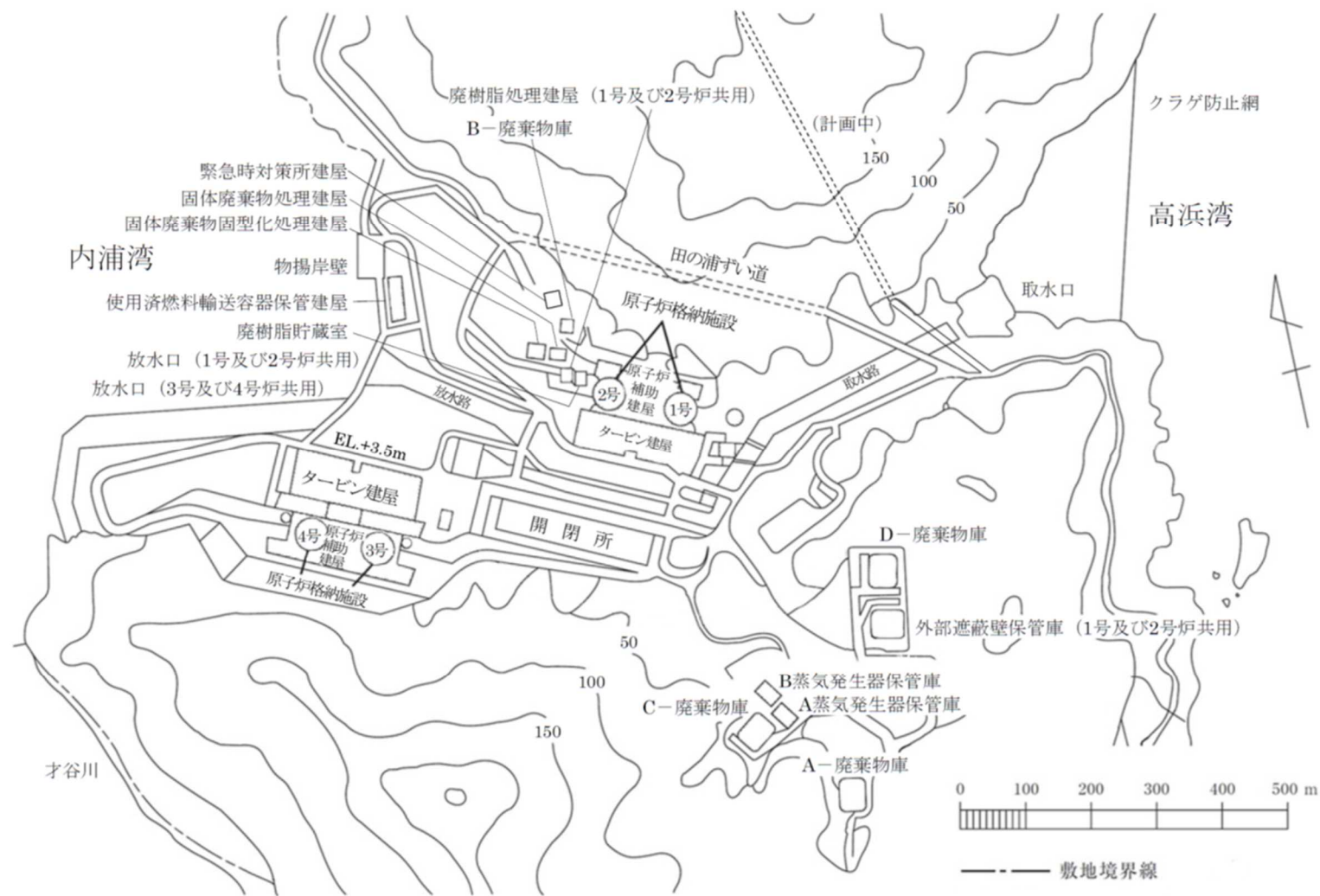
五、発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備

十、発電用原子炉の炉心の著しい損傷その他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項

(4) 変更の理由

イ、実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の改正に伴い、高浜1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉における柏崎刈羽原子力発電所6号炉及び7号炉の新規制基準適合性審査を通じて得られた技術的知見の反映に関連する記載事項の一部を規則の条文と整合した記載に変更する。

ロ、実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の改正に伴い、高浜1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉における内部溢水による管理区域外への漏えいの防止に関連する記載事項の一部を規則の条文と整合した記載に変更する。



参考図 発電所全体配置図